

「外国為替検査マニュアル」の一部改正の際に寄せられた質問及びそれに対する回答

【(外国為替検査マニュアル本文) 2 検査実施の基本的考え方】

対象 項目番号	内容	質問等	回答
(1) ③ 内部監査 ヒアリングの実施	ヒアリングシート の作成	内部監査ヒアリングシートについて、内部監査部門 以外との協働作成は可能という理解でよいか。	内部監査ヒアリングシートは、基本的に内部監査部 門で作成していただくものと考えていますが、内部監 査部門以外と協力して作成していただいても差し支 えありません。
	ヒアリング対応者	内部監査ヒアリングの対応者は、内部監査部門長及 び担当者数名(複数名での対応)という理解でよいか。 また、ヒアリングに、内部監査部門以外(コンプラ イアンス部門、リスク管理部門、外為業務部門等)の 同席は可能という理解でよいか。	金融機関における外為法令等の遵守状況に関する 内部監査状況を、適切に説明できる方に対応して頂き たいと考えており、基本的に左記の理解で差し支えあ りません。
		外部監査法人による監査を定期的に受けており、外 為法令等の遵守状況も外部監査の対象となっている 場合、当該監査法人に対して内部監査ヒアリングを実 施する取扱いを認めていただきたい。	仮に金融機関が内部監査業務の一部(または全部) を外部委託していたとしても、当該業務の責任は内部 監査部門にあることから、基本的には、内部監査部門 に対してヒアリングを実施する必要があると考えて います。なお、外部監査法人と協力してヒアリングシ ートを作成することや外部監査法人のヒアリングへ の同席は差し支えありません。

対象 項目番号	内容	質問等	回答
	ヒアリング日程	<p>内部監査部門は実査等で不在の場合が多く、1週間前の通知では準備等も含め、スケジュール調整が付かない可能性が高いため、1か月程度前の通知としていただけないか。</p>	<p>内部監査ヒアリングは、外為法令等の遵守状況に関するものに限定されており、過大な準備作業を要するものではないことから、遅くとも1週間前までに通知させていただきます。ヒアリング日時については、可能な限り内部監査部門の業務スケジュール等を踏まえて調整させていただきます。</p>
	外国銀行母国本部の監査部門の同席等	<p>母国本部の監査部門の同席のため、内部監査ヒアリング時期を金融機関から希望することは可能か。</p> <p>母国本部の監査部門がヒアリングのみの事由で来日することは困難であるため、電話会議やテレビ会議等で内部監査ヒアリングに参加することは可能か。</p> <p>母国本部の監査部門に代わり、在日拠点のコンプライアンス部門等での対応は可能か。</p>	<p>内部監査ヒアリングは、本邦法令である外為法令等に基づく法令遵守状況の把握を目的としており、必ずしも母国本部の監査部門の同席を求めるものではありません。仮に母国本部の監査部門の同席を希望される場合には、可能な限り日程を調整させていただきます。</p> <p>なお、在日拠点に内部監査部門やこれに準ずる部門又は内部監査の担当者が置かれていない場合、立入検査に前置した内部監査ヒアリングは行わず、従来通り立入検査の中で、内部監査の状況について、コンプライアンスの担当者等に対してヒアリングを行います。</p>

対象 項目番号	内容	質問等	回答
	<p>検査項目及び日数の 判断</p>	<p>外為検査での検査項目や日数を検討するためには、当該金融機関の外為取扱件数、内容、それを踏まえた取引部署での管理体制等についても確認する必要があるのではないか。内部監査体制のみの確認で外為検査の範囲を決定することに懸念がある。</p> <p>また、外為取扱件数が極めて少ない金融機関の場合、内部監査ヒアリングシート及び関連資料の提出のみでも可能か。</p>	<p>ご指摘のとおり、外為検査の検査項目や日数は、内部監査機能・体制のみならず、外為取扱件数やリスクの高い取引の有無、前回検査指摘事項の対応状況等を総合的に勘案して判断します。</p> <p>また、外為取扱件数が極めて少ない金融機関であっても、可能であれば、直接お伺いしてヒアリングさせていただきたいと考えています。</p>

【(別添1) 外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト】

対象 項目番号	内容	質問等	回答
Ⅱ. 2. (3)	内部監査ヒアリング シートの位置付け	内部監査ヒアリングは、立入検査に先立って実施するものと理解したところ、立入検査時に用いるチェックリストである別添1のⅡ. 2. (3)に、その他として内部監査ヒアリングシートを位置付けることは適切ではないのではないか。	<p>左記のコメントを受けて、下記のように整理しました。</p> <p>(別添1) Ⅱ. 2. (2) (注) 「上記(1)及び(2)のチェック項目は、内部監査ヒアリングにおいて確認した事項を除く。」を削除。</p> <p>(別添1) Ⅱ. 2. (3) 「具体的な内部監査の体制や機能等は別に定める内部監査ヒアリングシートの内容に沿ったものとなっているか。」を削除。</p> <p>(外国為替検査マニュアル本文) 4 検査方法 「2(1)③に掲げる内部監査ヒアリングについては、別紙様式の内部監査ヒアリングシートを使用し、外為法令等の遵守に係る項目に関して検査先の具体的な内部監査の体制や機能等を確認するものとする。」を外国為替検査マニュアルの本文に記載。また、内部監査ヒアリングシートについては、外国為替検査マニュアルの別紙様式として追加。</p>

【(別紙様式) 内部監査ヒアリングシート】

No.	対象項目番号	質問等	回答
1	(1) ①② 内部監査に関する規程 内部監査部門	質問事項①の「内部監査に関する規程等」の有無は、 ②の「内部監査部門」の有無に左右されるため、①②の 質問事項を逆にした方が適切と思われる。	ご指摘のとおり、「内部監査部門」の有無が、「内 部監査に関する規程等」の有無を左右することとな りますが、③以降の質問の流れを考慮し、現状のま まとさせていただきます。
2	(1) ⑤ 内部監査の品質改善	内部監査体制が、国際基準等に適合しているか等の観 点から内部評価・外部評価を行うのが一般的であるた め、「内部監査の品質改善について」を「内部監査の品 質について」と修正するのが適当と考えられる。	ご指摘のとおり、(1) ⑤を下記のように修正しま した。 ⑤ <u>内部監査の品質について</u> 、内部評価及び外部 評価は実施していますか。実施している場合は どのように実施していますか。
3	(2) ①② 内部監査の対象	内部監査計画書等の提出及び具体的な監査内容の記 載が求められているが、対象期間を明記いただきたい。	左記のコメントを受けて、対象期間が前回の外国 為替検査以降であることを明記しました。
4	(2) ① 内部監査計画書等	「内部監査計画書」とは、年度毎の監査計画を記載し たものを指すのか、個別監査毎の計画書を指すのかを明 確にしていきたい。	年度毎の監査計画を記載したものを準備してくだ さい。なお、必要に応じて個別監査毎の計画書の提 出をお願いする場合があります。

No.	対象項目番号	質問等	回答
5	(2) ②⑤ 内部監査の対象	内部監査で検証しているのは外為法令等そのものではなく、外為法令の遵守状況であるため、「外為法令等」を「外為法令等の遵守状況」に修正するのが適当と考えられる。	左記のコメントを受けて、(2) ②及び⑤の該当箇所を下記のように修正しました。 ② 前回の外国為替検査以降の内部監査において、 <u>外為法令等の遵守に係る項目</u> は内部監査の対象となっていますか。 ⑤ 監査結果については、取締役会等に定期的に報告する必要がありますが、 <u>外為法令等の遵守に係る項目</u> が記載された監査結果は経営幹部にどのように報告していますか。
6	(2) ② 内部監査の対象	「具体的な内部監査内容を本部担当部署及び営業店に区分して記載」とあるが、外国銀行の場合、在日拠点に対する内部監査内容のみの記載という理解でよいか。	左記の理解で差し支えありません。
7	(2) ② 内部監査の対象	内部監査の対象として記載するもののうち、「取引時確認義務」及び「疑わしい取引の届出義務」については、外国為替業務全般に係るものと理解してよいか。	犯収法上の「取引時確認義務」及び「疑わしい取引の届出義務」について、財務大臣は両替業務（外国通貨又は旅行小切手の売買）を所管しており、内部監査の対象としても、両替業務に係るものを記載していただくこととなります。

No.	対象項目番号	質問等	回答
8	(2) ③ 前回の外国為替検査指摘事項	「前回の外国為替検査以降の該当する内部監査報告書（写）の準備」のうち、「該当する」とは、前回検査指摘事項に対応する改善対応策のフォローアップ監査を指していると理解してよいか。	左記の理解で差支えありません。なお、「該当する」とは、外国為替検査で指摘された不備事項等への内部監査部門の対応が記載された内部監査報告書等を指しています。
9	(2) ④ 内部監査報告書等	外為法令等に係る不備がある内部監査報告書、及び不備が指摘された営業部門等における改善策の作成状況の文書などの準備が求められているが、対象範囲は前回検査以降と理解してよいか。 前回検査が4年位前になると、倉庫等へ保管した監査関係書類の取り寄せ、対象の抽出等の準備のため、1週間前の事前通知では間に合わないケースも想定される。 また、海外拠点における監査結果も対象になるのか。この場合も準備等に時間を要することが想定される。	ご質問のとおり、対象範囲は前回の外国為替検査以降と理解して差支えありません。また、邦銀の海外拠点における内部監査報告書等についても、その対象となります。 なお、関係書類の保管状況や該当する資料の分量から対応が困難な場合は、適宜ご相談ください。
10	(2) ④ 内部監査報告書等	「内部監査報告書」で「(写)」の記載の無いものは、原本の準備が必要か。原本であれば、準備等に時間を要することが想定される。	準備していただく「内部監査報告書」等の資料は、基本的に、写しでも差支えありません。 表現を統一するため、「内部監査ヒアリングシート」上の「(写)」の記載は削除しました。